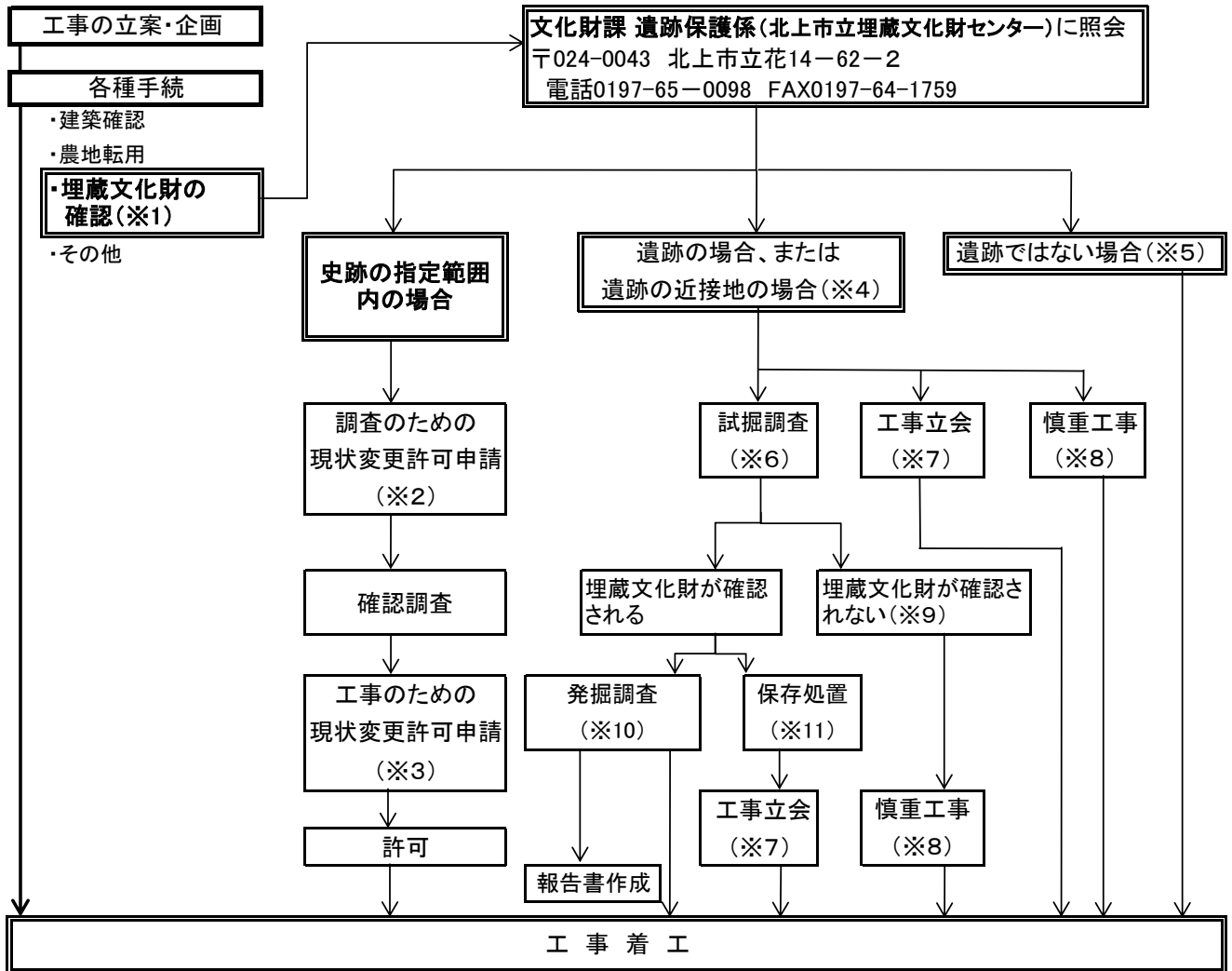


<埋蔵文化財の確認から、工事着工までの流れ>



- ※1 遺跡の範囲内で工事を行う場合、「届出」の提出が必要となります。(文化財保護法第93条第1項)
- ※2 工事予定地が「史跡」の指定範囲内にある場合、事前に確認調査が必要となります。確認調査を行うには、「現状変更許可申請」を国に提出して許可を得なければなりません。許可が出るまで、約2か月程度かかります。
- ※3 工事に着工するには、確認調査の報告書を国に提出して、現状変更(=工事着工)の許可を得なければなりません。許可が出るまで、約2か月程度かかります。
- ※4 工事予定地の状況により、対応は「試掘調査」・「工事立会」・「慎重工事」の3つに分かれます。
- ※5 遺跡として把握されている場所以外でも、まだ確認されていない遺跡が見つかることがあります。工事中、埋蔵文化財が確認されたときには、文化財課に連絡が必要になります。
- ※6 工事範囲内に埋蔵文化財があるかどうかを確認する作業です。この段階までの費用は基本的に市が負担します。期間は、住宅1件の規模で1～2日程度です。但し、広範囲で大面積の場合は事業者に負担を求める場合があります。
- ※7 文化財課職員が立会うことで、工事を進めることができます。
- ※8 文化財課職員の立会無しで工事を進めることができます。
- ※9 遺構・遺物は偏って分布することがあります。このため、遺構・遺物が確認されないことがあります。
- ※10 発掘調査の費用は、原則として開発側が負担します(文化財保護法第99条)。報告書の作成・刊行までの室内整理経費を含みます。ただし個人住宅の建設による発掘調査の費用は、市の予算で対応することができます。
- ※11 盛土や、計画の部分的な変更等の措置により、発掘調査が不要になる場合があります。